

令和4年8月29日

健康福祉政策課

担当者 福井

内線 1830 直通 0952-25-7075

E-mail: kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp

新型コロナウイルス感染者の全数把握見直しに関して 厚生労働大臣に発生届の限定に係る届出を行いました。

本日（8月29日）、医療機関の負担軽減を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の緊急避難措置（発生届の対象者の限定）の適用を受けるため、厚生労働大臣へ届出を行いましたので、お知らせします。

記

1. 厚生労働大臣への届出の趣旨

都道府県知事の届出を受けて、厚生労働大臣が告示することで、感染症法第12条に基づく発生届の対象を65歳以上の方や入院を要する方などに限定することができるものです。

佐賀県では、医療機関の負担軽減のため、早急に発生届の対象を限定する必要があると考え、医師会等の関係者と調整を行いました。

2. 適用後の対応

- ・医療機関から提出される発生届は、①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり治療薬等が必要な方、④妊婦に限定されます。
- ・発生届の対象外となる方についても、佐賀県は独自に健康フォローアップを実施し、安心して療養していただける体制を整備します。
- ・届出対象外となる方の数については、発生届の分と合わせて、毎日医療機関から年代別の陽性者数を報告していただき、県で公表します。

3. スケジュール

厚生労働大臣による告示は8月31日（水曜日）を予定されています。告示されれば、同日から、上記2の対応が適用となります。

以上